

委任状及び委任状・使用印鑑届の提出に係る注意点

以下の条件を満たす場合、必要な書類を作成してください。

共同受付窓口（県）に最大2枚の提出となります。（代理人がない場合、委任状の提出は不要です。）

●下記の自治体に申請する場合

→ 委任状（様式E-5）を1部提出

提出ファイル名：委任【業者番号】

・28自治体（押印不要）

埼玉県、川口市、飯能市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、蓮田市、坂戸市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、小川町、吉見町、鳩山町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、上里町

●下記の自治体に申請する場合

→ 委任状・使用印鑑届（様式E-8）を1部提出

提出ファイル名：印鑑【業者番号】

・38自治体（押印必要）

さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、羽生市、鴻巣市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、久喜市、八潮市、富士見市、三郷市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、川島町、ときがわ町、長瀬町、神川町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、越谷・松伏水道企業団、戸田ポートレース企業団、秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合

※記入・印刷したものに押印し、PDF化して提出してください。

使用印鑑は次の4つのいずれかの方式で押印してください。

方式1 実印（代表者印）での押印（使用印鑑届として使用する場合のみ（代表取締役委任状を除く））

方式2 役職印（代表取締役印等の役職名が入った印を指す）での押印

※役職印を使用する場合は、代表者役職名と同一の役職印を使用してください。

ただし、代表取締役社長で申請し、印鑑の役職名が「社長」程度の差異であれば可とします。

※申請書に記載のある役職名が、印影から読み取ることができない役職印は使用できません。

方式3 社印（角印）と個人の認印の2つの印鑑を併用しての押印

方式4 個人の認印での押印（個人事業者のみ）

なお、スタンプタイプの簡易印鑑（シャチハタ等）は使用できません。

【例】

・申請先が押印不要な自治体のみの場合

埼玉県と川口市に申請する場合

→ 様式E-5を1部提出

・申請先に押印必要な自治体を含む場合

埼玉県と川口市とさいたま市に申請する場合

→ 様式E-5と様式E-8をそれぞれ1部提出